

## 兵庫県条例第27号

## ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第6条）

## 第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策（第7条—第12条）

## 第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等（第13条—第16条）

## 附則

兵庫県民は、阪神・淡路大震災からの復旧復興を通じて、全ての人が支え合いながら生きていくことの大切さを学び、この学びを「支え合う文化」として培ってきた。

現在、少子高齢化の進展及び人口の減少というこれまでに経験したことのない大きな社会の変化に直面しており、地域社会の活力を維持するためには、次代を担う子どもを安心して産み育てられるよう子育てを社会全体で支え、高齢者、女性、障害者等が地域社会の担い手としてその能力を発揮することができる環境づくりが必要である。

また、医療、福祉、就労、教育等の社会の幅広い分野において、情報の取得、施設及び交通手段の利用、製品及びサービスの普及等についてユニバーサルデザイン化の措置が講じられることにより、障害者をはじめとする全ての人が、社会参加を阻害されることなく、地域社会の一員として活動することができるようにならなければならない。

さらに、我が国とは異なった言語及び文化を守りながら生活する外国人県民並びに観光その他の目的で来訪する外国人が増加する中、異文化との共生又は交流も円滑に図っていく必要がある。

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会こそが豊かな社会である。兵庫県民が培ってきた「支え合う文化」を継承し、ユニバーサル社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(ユニバーサル社会の実現)

第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じて実現されなければならない。

- (1) 人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会
- (2) 全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会
- (3) 生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会
- (4) 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会
- (5) 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

第2条 ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。

(県民)

第3条 県民は、前2条に規定するユニバーサル社会の実現のための基本的な理念（以下「基本理念」という。）についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

(事業者及び団体)

第4条 事業者及び障害者の支援等の活動を行う団体、自治会等の地縁団体その他の団体は、基本理念についての理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

(県)

第5条 県は、基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市町)

第6条 市町は、基本理念及び第12条第1項に規定する総合指針を基本とし、その区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

## 第2章 ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策

(人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり)

第7条 県は、全ての人が、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 県民が、学校教育、生涯学習等の様々な場を通じて、豊かな心を育み、基本理念に対する理解を深める機会の提供に関すること。
- (2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施に関すること。
- (3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成に関すること。

(能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり)

第8条 県は、全ての人が、その能力を発揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備に関すること。
- (2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備に関すること。
- (3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備に関すること。
- (4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じて、高齢者、障害者及び外国人をはじめ

め、様々な人との交流の促進に関すること。

(円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり)

第9条 県は、全ての人が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置に関すること。
- (2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保に関すること。
- (3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備に関すること。
- (4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備に関すること。

(安全で安心して暮らせる社会づくり)

第10条 県は、全ての人が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備の促進に関すること。
- (2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関すること。
- (3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備に関すること。
- (4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進に関すること。

(利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり)

第11条 県は、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進に関すること。
- (2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進に関すること。
- (3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供の促進に関すること。

(ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針)

第12条 知事は、第7条から前条までに規定する施策を総合的に実施するための指針（以下「総合指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、総合指針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事は、総合指針の案の作成に当たっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、総合指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、総合指針の変更について準用する。

第3章 ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等

(推進体制の整備)

第13条 県は、県民、事業者、団体、県及び市町が相互に協力及び連携を行うことにより、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

- 2 県は、その活動を通じたユニバーサル社会づくりを促進するための協定を事業者及び団体と締結することができる。

(表彰)

第14条 知事は、県民、事業者及び団体の活動がユニバーサル社会の実現に寄与し

たと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

(行財政上の措置等)

第15条 県は、ユニバーサル社会づくりを推進するため、必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているひょうごユニバーサル社会づくり総合指針は、第12条第1項の規定により定められたものとみなす。

(福祉のまちづくり条例の一部改正)

3 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の福祉のまちづくり基本方針は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第1項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であってまちづくりに関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。